

令和4年 1月27日から令和4年 2月20日

まん延防止重点措置に基づく要請が発表されました。
ゴールドステッカー取得のまだな方はお急ぎください。

令和4年 1月26日

大阪府料理業生活衛生同業組合

飲食店等への要請

施設	要請内容													
飲食店等	ゴールドステッカー認証店	その他の店舗												
	<p>○以下の①又は②のいずれかとする事 <small>(法第31条の6第1項)</small></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>営業時間短縮</th> <th>酒類提供(持込み含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>5時～21時</td> <td>11時～20時30分</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>5時～20時</td> <td>自粛</td> </tr> </tbody> </table> <p>○同一テーブル4人以内<small>(法第24条第9項)</small> <small>(5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分けること)</small> ただし、対象者全員検査で陰性を確認した場合※は同一テーブル5人以上の案内も可 ※対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要</p>		営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)	①	5時～21時	11時～20時30分	②	5時～20時	自粛	<p>○以下のとおりとする事 <small>(法第31条の6第1項)</small></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営業時間短縮</th> <th>酒類提供(持込み含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5時～20時</td> <td>自粛</td> </tr> </tbody> </table> <p>○同一グループ・同一テーブル4人以内<small>(法第24条第9項)</small> <small>(5人以上の入店案内は控えること)</small></p>	営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)	5時～20時
	営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)												
①	5時～21時	11時～20時30分												
②	5時～20時	自粛												
営業時間短縮	酒類提供(持込み含む)													
5時～20時	自粛													

【営業にあたっての要請事項】

(特措法第31条の6第1項に基づくもの)

- 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板の設置等
- 上記のほか、特措法施行令第5条の5各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気)

(特措法第24条第9項に基づくもの)

- 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○利用者に対し2時間程度以内での利用を要請
- カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底

支給額	中小企業・個人事業主等	売上高に応じて	上記①の場合	2.5～7.5万円/日 (62.5～187.5万円)
	大企業 *中小企業も選択可能	売上高減少額に応じて	上記②の場合	3～10万円/日 (75～250万円)
				0～20万円/日 (0～500万円)

※要請期間中であっても、支給要件①と②は変更可。但しその場合は、全期間を通じて、協力金支給額は①2.5万円～7.5万円/日となります。

●府民への呼びかけ (特措法第24条第9項、第31条の6第2項に基づく)

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること(法第24条第9項)
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと(法第31条の6第2項)
- 会食を行う際は、4ルールに留意すること(法第24条第9項)
 - ・同一テーブル4人以内
 - ・2時間程度以内での飲食
 - ・ゴールドステッカー認証店舗を推奨
 - ・マスク会食※の徹底※ 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- 感染防止対策(3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等)の徹底(法第24条第9項)
- 不要不急の都道府県間の移動は極力控えること(対象者全員検査で陰性を確認した場合は対象外)(法第24条第9項)
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
- 感染不安を感じる無症状者についても、検査を受診すること(無料検査事業を実施)(法第24条第9項)
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること(法第24条第9項)

大阪府料理業生活衛生同業組合 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

1 月 25 日、国において、大阪府がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示されることを踏まえ、第 67 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、1 月 27 日から 2 月 20 日までのまん延防止等重点措置に基づく要請（府有施設を含む）を決定いたしました。

つきましては、本会議で決定された要請内容についてご理解・ご協力をいただくとともに、貴団体（社）内でのご周知についてご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを進めること
- ・休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- ・国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者は、BCP（事業継続計画）の点検を行い、必要な業務を継続すること
- ・高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- ・業種別ガイドラインを遵守すること

別添資料 1 まん延防止等重点措置に基づく要請

（ご参考）

対策本部会議の資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

（大阪府ホームページ）大阪府新型コロナウイルス対策本部

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/67kaigi.html

問い合わせ先 代表 06-6941-0351

本通知について

生活衛生室食の安全推進課

門脇・高橋（内線 2561）

上記要請について

災害対策課 健康危機事象対策チーム

柴田・新井・細谷（内線 4947、4948）